

沼津市民文化センター友の会規約

(名称)

第1条 会の名称は、沼津市民文化センター友の会（通称ぬま友）という。

(目的)

第2条 会は、沼津市民文化センターが行う芸術文化事業への参加機会を拡大し、もって市民の文化活動の向上を図ることを目的とする。

(会員・会費)

第3条 会の会員は、本規約に同意のうえ（会員）登録し、年会費 500 円（税込）を納入した人をいう。

(会員期限)

第4条 会員期限は、入会した日の属する年度末とする。（年度途中入会の場合も 3 月 31 日までとする。）

(会員特典)

第5条 会の会員は、次の特典を受けることができる。

- ① 沼津市民文化センターが指定する公演チケットを、一般発売日にさきがけて予約することができる。
- ② 沼津市民文化センターが指定する公演チケットを、会員割引価格で指定枚数まで購入することができる。
- ③ 沼津市民文化センターが指定する公演チケットの招待・優待。（抽選）
- ④ 公演の情報を提供。

(登録事項の変更)

第6条 会員が事前登録した内容に変更が生じた場合には、ただちに変更を行うものとする。

(事務取扱)

第7条 この会の運営に関する事務の取扱いは、沼津市民文化センターが行うものとする。

(会員の退会)

第8条 会員は自らの意思をもって退会できる他、次の各号の一つに該当する場合は退会するものとする。

会員期間の途中で退会する場合であっても、お支払い済みの年会費は返還いたしません。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 営利を目的としたチケットの予約、或いは転売が確認されたとき。
- (3) 会員が沼津市民文化センターの業務を妨げ、信用を傷つける等、沼津市民文化センターの不利益となる行為をしたとき。
- (4) 沼津市民文化センター友の会が解散したとき。

(委任)

第9条 この規約に定めのない事項について、必要があるときは別に定めるものとする。

付則 1 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 旧友の会規約は廃止する。